

(公表日:2025年6月5日)

男性労働者の育児休業等の取得状況の公開

育児・介護休業法の改正により、従業員が300人を超える企業の事業主は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられました。
(令和7[2025]年4月1日施行)

2024年度における状況を以下に公表します。

男性の育児休業等の取得割合

(単位:人)

育児休業等をした男性労働者の数	1
配偶者が出産した男性労働者の数	9
割合	11.1%